

佐世保工業高等専門学校低入札価格調査制度における失格基準の導入について

低入札価格調査制度における失格基準の導入について

平成28年3月18日付け総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長の連名要請
低入札価格調査における基準価格の見直し等についてによる

佐世保工業高等専門学校では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格を適宜見直すこととされています。

これまでも適正な履行の確保、下請業者・労働者への不当なしわ寄せなどの防止及び建設業の健全な発展等を目的とし、低入札価格調査制度によりダンピング防止対策を行ってきたところですが、地域の経済状況が一層厳しくなる中、建設業を取り巻く環境も一層激しくなっており、低価格での入札件数が増加していることから、適正価格での契約の推進のため、失格要件の具体化の検討を位置づけ、競争参加資格等審査委員において、より一層の公共工事の品質の確保を図るための検討・協議を重ねた結果、低入札価格調査制度に、新たに契約の内容に適合した履行が確保できない恐れが高いと判断する価格基準として「失格基準価格（数値的判断基準）」を試行的に導入しましたので、その内容について、お知らせいたします。

なお、「失格基準価格（数値的判断基準）」の公表は、入札等執行後の公表（事後公表）とします。

予定価格及び調査基準価格の公表は、従来どおりです。

（予定価格：契約後公表、調査基準価格：契約後公表）

●低入札価格調査基準とは

- ・予算決算及び会計令第85条に規定。
- ・「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- ・この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

●低入札価格調査基準価格とは

低入札価格調査基準価格について、その算定方式の改定等により適切に見直しを行い算定した価格。

平成29年3月15日付け国土交通省（低入札価格調査における基準価格の見直し等について）

●低入札価格調査制度とは

低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合、契約内容に適合した履行がなされない恐れがないかの調査を行い、調査の結果、履行がなされると判断されたとき最低価格入札者が、落札者となる制度です。

なお、佐世保工業高等専門学校では、失格基準価格（数値的判断基準）を設定し、当該基準を満たさない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるため、「失格」といたします。

対象となる工事

予定価格 1,000 万円以上 2 億円未満（2 億円以上は重点調査対象工事）

なお、失格基準価格については、定めることが困難又は適当でないと判断した場合は、設定しません。

調査基準価格を下回る入札があった場合

入札は「保留」となります。

調査基準価格を下回る価格で、かつ、失格基準価格以上の価格で入札した者（低入札価格提示者）から、低入札価格調査に必要となる資料を提出していただきます。

なお、調査資料を提出できなかった方は「失格」となります。

●失格基準価格を下回る入札があった場合

ダンピング受注の防止や公共工事の品質確保を図るため、入札金額が失格基準価格を下回る入札をした方は原則「失格」となります。

落札者の決定

低入札価格提示者から、調査に必要な書類等の提出を受けるとともに、入札額の積算根拠等の事情を聴取するなどの低入札価格調査を行います。

なお、最低低入札価格者であっても、調査の結果により落札者とならない場合があります。その場合は、最低低入札価格者に次いで低い価格の入札者を、落札者と決定します。ただし、次に低い価格の入札者も調査基準価格を下回っている場合は、同様に低入札価格調査を実施いたします。

入札結果は佐世保工業高等専門学校に掲載するとともに、総務課施設係において閲覧により公表します。

適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告等するものから適用します。